

地整協 ニュース



住吉台地番整理協議会 事務局 (FAX 077-532-1244)
http://www.eonet.ne.jp/~520sumiyosidai/
〒 520-0521 大津市和邇北浜 646-2(住吉台自治会館内)
E-Mail s_chiseikyou@gaia.eonet.ne.jp

平成 22 年 8 月 8 日

今夏の酷暑、 お見舞い申し上げます。

住吉台 5 班 6 班の区域で 「法 14 条地図作成」へ陳情書を提出

「大津市和邇北浜地先(住吉台地区)の特定エリアにおける地図混乱解消に向けて、不動産登記法第 14 条地図作成作業の本年度実施について」として、7/29 付けで千葉景子法務大臣に法務局と民主党滋賀県連にそれぞれ提出しました

大津市の上水道タンクから栗原道に掛けての区域には、下水管が埋設されていますが、老朽化と損壊から漏水を起こしており、ここ数年、道路の陥没事故が頻発しています。この区域を「特定エリア」として、住吉台の中で地図作成の先行実施を目指します。今回の陳情が出来る事になった要因は二つあります。

第一は

エリア内の道路の半分が、 自治会へ贈与されました。

特別委員の田中国雄様のご尽力により、地権者の協栄産業(株)様から 7 月 10 日に道路 11 筆と共に不明地番 2 筆の贈与を受ける事ができ、29 日には無事、登記も終わりました。これに際して協栄産業様には、地図混乱を解消しインフラ整備を実現する理念と目的に共鳴して頂いた事を、土地贈与契約書においても明記させて頂きました。不明地番 2 筆は、係争区画での重ね合わせ図において関係してきますが、「現地確認不能地」として「登記官による抹消登記」を要望します。

また、このエリアに関係する不明地番一筆がありますが、地権者が住吉台の区域外に主張されており、エリア内では「現地確認不能地」である事が明らかとなっています。

第二は

地整協への加入率が 74%で、 協力体制が出来ています。

特にこのエリアでの地整協への加入率は高く、住吉台全体で 52%の加入率を底上げしています。4 分の 3 の地権者から「地図作成への協力」が約束されている事が、何よりも今回の陳情書を力強くしてくれます。

今まで、法務局の説明会や多くの新聞報道で、住吉台全体が「地図混乱地域」と説明されて来ましたが、「私の土地は大丈夫」と誤解されている方がまだまだ居られます。特に、購入した時に不動産業者から「新しい分筆だから大丈夫」と説明されていると聞いています。

「地図混乱の弊害」は、これまで「目に見えないことだ」と云われて来ました。しかし、ここ住吉台では違います。道路が荒れ放題、側溝からは水が溢れ敷地に浸水、おまけに崖崩れ災害の復旧も思うに任せないのです。正に生活環境が破壊されていることを目の当たりにできます。

今一度、皆で考えたいと思います。

(裏面へつづく)



住吉台で、7/14 恐れていた 崖崩れ災害が発生しました。

今回の災害で、2軒のお宅が被災されました。10年前の崖崩れ現場からは下手の斜面での崖崩れです。

地整協として、住吉台自治会と和邇学区自治連合会との連名で、大津地方法務局小沼局長に陳情書『住吉台地区「7/14 崖崩れ災害」に伴い、災害発生地近辺の地番特定作業の早急な実施について』を7月20日提出しました。

目片信大津市長からも、災害復旧に重大な支障が出ている現状から、千葉景子法務大臣宛の陳情書で「地図混乱の早急な解決」を上申して頂きました。(参照：京都新聞 7/27)

一刻も早い災害復旧が行われるように、被災者の方や近隣の方々と共に取り組んでいきたいと思えます。

京 都 府 大 津 市

2010年(平成22年)7月27日 火曜日

土砂崩れのあった現場(大津市和邇北浜)



土砂崩れ被害の大津・住吉台

「地図混乱」復旧足かせ

14日の大雨で大津市和邇北浜の土砂崩れがあった現場の復旧に市が頭を悩ませている。同地域が土地の権利関係が不明確な地図混乱地域で地権者が把握できず、工事に必要な地権者の同意が得られないからだ。台風シーズンを控え、市は県に対応を求める方針だが先行きは不透明だ。

市、地権者把握できず

土砂崩れがあったのは「住吉台」と呼ばれる地域。高さ約10層、幅約8層に渡って土砂が流れ出た。がけの上にある2世帯が「危険家屋」と判定され、うち1世帯(1人)は現在も避難している。

ただ、この2世帯の番地は、公図では別の土地に所在することになってい

地元も地番特定求める

るなど混乱がある。市は「行政が手を出せない場所だが、実際には人が住む家屋があり、放置できない」として、土砂崩れ防止のくい打ちなどを滋賀県に求める予定だ。

同時に、大津地方法務局に対しても地図混乱の解消をあらためて働きかける。一方、住吉台の住民らは、20日付で法務局長あてにがけ崩れ現場周辺の地番特定作業を急ぐよう要望した。

住吉台地域は1960年代に開発され、法務局が管理する地図や公図と、実際の土地の形状や境界が大きく異なっている登記上の所有者が誰かすら分からなくなる地図混乱地域となっている。権利関係が不明確なため、市道の認定や市の下水道整備も進んでいない。

(箕浦成克)

